

# 平成24年産米のモニタリング検査について

平成24年9月12日  
農 政 部

## I 基本的な考え方

- 安全の確保に万全を期すため、平成23年米の調査で一定水準以上の放射性セシウムが検出された地域等において濃密な検査を実施し、検査区域ごとに出荷の可否を判断
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥後の玄米を検査

## II 検査の概要

### 1 検査区域及び検査密度

対象区域	本県該当市町（旧市町村）	検査密度	点数 (見込み)
<b>【重点検査区域】</b> (1)23年産米の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及び隣接する旧市町村	日光市（日光町、小来川村、今市町、落合村） 鹿沼市（西大芦町） 那須町（那須村(大字豊原甲)、那須村(大字豊原乙)、那須村(大字豊原丙)、那須村(大字寺子乙)、那須村(大字寺子丙)、那須村(大字高久甲)、那須村(大字高久乙)、那須村(大字高久丙)、那須村(大字漆塚)、那須村(大字大島))、芦野町)	水稲作付面積1ha当たり1点	2,384
(2)土壌中に500Bq/kgを超える放射性セシウムを含む農地を有する旧市町村	日光市（大沢村、豊岡村、藤原町） 矢板市（矢板町、泉村） 塩谷町（船生村、玉生村） 大田原市（大田原町、親園村、野崎村、佐久山町、金田村、西那須野町、川西町、両郷村） 那須塩原市（黒磯町、鍋掛村、東那須野村、高林村、西那須野町、狩野村、箒根村） 那須町（伊王野村、鍋掛村）	水稲作付面積70haごとに1点  《検査強化》 50Bq超の場合は検査密度を1ha・1点に引き上げ	185
<b>【その他の区域】</b> 各市町（重点検査区域を除く） ※※汚染状況重点調査地域は、平成の合併前の旧市町	各市町（重点検査区域を除く） ※※大田原市、鹿沼市、佐野市は、平成の合併前の旧市町	市町（旧市町村）ごとに3点以上	97

合計検査予定点数 2,666点

### 2 検査方法

- ①収穫、乾燥・調製された玄米を出荷前の段階でサンプリング
- ②農業試験場又は国の指定分析機関において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

### 3 検査結果の取扱い

- ① 検査区域の全検体が100Bq/kg以下であった場合、当該区域の出荷待機を解除
- ② 検査区域で100Bq/kg超が1点でも検出された場合、当該区域の出荷自粛を要請